

実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の  
会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等に対する意見提出(2023.8.3)

2022 年 6 月に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に  
関する法律等の一部を改正する法律」により「資金決済に関する法律」が改正され、いわゆるス  
テーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約す  
るもの等が新たに「電子決済手段」と定義された。これに伴い、電子決済手段の発行及び保有等  
に係る会計上の取扱いについての提案に対する意見の募集を 2023 年 5 月 31 日に公表した。

経理委員会では、貸借対照表上の表示等の明確化を求める意見を取りまとめ、2023 年 8 月 3  
日、ASBJ に提出した。

政一発 第 56 号

2023 年 8 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会  
経理委員会

実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の  
会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等に対する意見提出の件

以下は、実務対応報告公開草案第 66 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処  
理及び開示に関する当面の取扱い(案)」等(以下「本公開草案」と言う。)に対する一般社団法  
人日本貿易会経理委員会(以下「当会」と言う。)のコメントである。一般社団法人日本貿易会  
は、日本の貿易商社及び貿易団体を中心とする貿易業界団体であり、当会は、本邦会計基準及  
び国際会計基準への対応を主な活動内容の一つとしている。(末尾に当会の参加会社を記載。)

質問 9(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

- ・ 貸借対照表上の表示は「現金及び預金」に含めるものと理解したが、明確には記載されていないことから、明確化を希望する。
- ・ 取得価額と券面額との差額や帳簿価額と金銭の授受額との差額を損益計上する際はその性質が推察できないことから、営業外損益で良いのか判断しにくい面があるため明確化を希望する。

以 上

**一般社団法人日本貿易会**

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号

霞が関コモンゲート西館 20 階

**経理委員会委員会社**

CBC 株式会社

蝶理株式会社

阪和興業株式会社

株式会社ホンダトレーディング

稲畑産業株式会社

伊藤忠商事株式会社

岩谷産業株式会社

JFE 商事株式会社

兼松株式会社

興和株式会社

丸紅株式会社

三菱商事株式会社

三井物産株式会社

長瀬産業株式会社

日鉄物産株式会社

野村貿易株式会社

神栄株式会社

双日株式会社

住友商事株式会社

豊田通商株式会社

ユアサ商事株式会社